

令和7年3月26日

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 関門港湾建設株式会社 行動計画

誰もが個々の能力を、より高めるための雇用環境をつくり、仕事と子育てを両立しながら安心して働くことができるよう取組むとともに、地域社会に貢献し、地域とともに発展する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間

2 計画内容

目標1

労働基準法に基づく年次有給休暇を申請しやすい環境を整え、消化率を上げる。

〈実施時期・取組内容〉

令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況の実態把握
令和7年5月～ 社内広報、休暇を取りやすい環境を整える

目標2

将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、
育児休業に関する制度の周知を図る。

〈実施時期・取組内容〉

令和7年4月～ 男性の育児休業に関する制度の周知を図る。
また、対象者には上司・総務より個別に案内を行い、取得を促す。

目標3

女性の技術職社員を5年間で1名以上採用する。

〈実施時期・取組内容〉

令和7年4月～ 女性現場職員へ職場環境についてヒアリング実施。(実態調査)
応募者と女性現場職員との交流(意見交換)の機会を設ける。